

嘉手納基地内「カデナエアロクラブ」のセスナ機の墜落事故に対する 意見書

去る10月24日午後6時30分頃、カデナエアロクラブ所属のセスナ機（C 172）が、名護市真喜屋のさとうきび畑に墜落炎上する事故を起こした。

墜落場所は、国道58号沿いで交通量が多く、近くには学校や住宅等もあり一歩間違えれば大惨事になりかねない重大な事故である。

カデナエアロクラブ所属のセスナ機が、平成11年12月にも嘉手納弾薬庫区域内の弾薬輸送道路に緊急着陸する事故を起こし、基地周辺住民はもとより、県民に多大なショックを与えたことに対し、本町議会では「カデナエアロクラブ」の民間地域での飛行禁止等を強く要求した。しかし、同所属のセスナ機は、嘉手納基地を拠点にしていることから日常的に民間地域を巡回している状況であり、嘉手納基地周辺の住民地域に墜落することも予測され、嘉手納基地周辺住民は強い怒りを禁じ得ない。

今回の事故について、沖縄県警が事故の捜査に対し「原因究明や証拠確保」の観点から事故機の差し押さえを求めたが、事故機が米軍所有物のため県警の令状に同意せず、翌日、米軍は日米地位協定を盾に事故機を持ち帰った。

平成16年に起きた沖縄国際大学構内へのヘリ墜落事故の際は、米軍は軍事機密との理由で事故機を持ち帰ったが、今回の事故機は、公務外である航空愛好家が私用で使っているもので、何ら軍事機密とは無関係であり、持ち帰った行動は到底容認できるものではなく、米軍は県警の要求に速やかに応じるべきである。

よって本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から嚴重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

- 1 事故原因を早急に究明し、速やかに公表すること。
- 2 被害の調査を速やかに行い、被害者への謝罪及び完全な補償をすること。
- 3 「カデナエアロクラブ」の飛行禁止と同施設の撤去を行うこと。
- 4 日米地位協定の抜本的な見直しをすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年11月 4日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長